

閱 覧 図 書

事業名 押手山国有林森林整備事業（造林）

- （１）入札注意書
- （２）契約書（案）
- （３）作業条件等
- （４）契約情報の公表

広島森林管理署

入 札 者 注 意 書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指

定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

森林整備事業請負契約書

収入
印紙

- 1 事業名 押手山国有林森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 広島県広島市安佐北区 押手山国有林
- 3 事業量 植 付 12.15 ha
防護柵設置 2.66 km
単木防護管設置 0.71 ha

ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

- 4 事業期間 契約締結の翌日から
令和8年1月30日まで

- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)

[注] () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
防護柵 (鋼製)	(別紙参照)	一式	押手山国有林	別途協議
植栽器具	アルミ製 (石突取換式)	別途協議	広島森林管理署	別途協議

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 契約約款第 38 条第 1 項は、別途可分事業内訳書の可分作業毎に適用するものとする。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙 1 のとおり。
- (4) 使用材料は書面により報告し、承認を受けた後に材料購入を行うこと。
- (5) 支給材料及び貸与物件については必要に応じて別途協議するものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 3 月 26 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区吉島東 3 丁目 2 番 51 号

分任支出負担行為担当官

氏名 広島森林管理署長 里見 昌記 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別添)

防 護 柵 （ 鋼 製 ） 支 給 品 一 覧

物品	品質及び規格	数量	単位	備考
金網(上段用)	金網 SGクロスフェンス (838-6SSa 25m巻)	12	巻	
金網(下段用)	金網 SGクロスフェンス (943-6SSa 25m巻)	12	巻	
支柱(本体支柱)	鉄製 40mm×25mm×2,000mm	60	本	
基礎支柱	鉄製 40mm×25mm×1,200mm	60	本	
ボルト	M6×20	60	個	
控え支柱	鉄製 40mm×25mm×2,000mm	30	本	
ネカセ支柱	鉄製 40mm×25mm×687mm	30	本	
四つ穴板		30	枚	
四つ穴板(90°)		30	枚	
止金具(控え用)	金属製 控え支柱用	120	個	
アンカーピン	径 9mm×440mm	300	本	
針金	2.6mm GS-4	1	巻	5kg／巻

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書

作業種	作業期間	国有林	林小班	記番	数量 (ha,km)	摘 要
植付	自 契 約 締 結 の 翌 日 か ら 至 令 和 8 年 1 月 30 日	押手山	30に1	10	12.15	ヒノキ(実生) コンテナ苗 9.19ha 18,380本 コナラ(実生) 普通苗 2.86ha 5,720本 コウヨウザン(実生) コンテナ苗 0.10ha 200本
						植付 合 計
防護柵設置	自 契 約 締 結 の 翌 日 か ら 至 令 和 8 年 1 月 30 日	押手山	30に1	12	1.52	従来型(一部立木利用含む)
				13	0.84	簡易型(アニマルネット)
				14	0.30	鋼製(金網柵)
		防護柵設置 合 計		2.66		
単木防護管設置	自 契 約 締 結 の 翌 日 か ら 至 令 和 8 年 1 月 30 日	押手山	30に1	15	0.71	単木防護管:1,420本
		単木防護管設置 合 計		0.71		

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

請 負 事 業 事 故 報 告 書

令和 年 月 日

(監督職員)

(官職氏名)

殿

請負者 住 所

会 社 名 等

現 場 代 理 人

事 業 名					事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 (曜日)					時 分	天候		
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。								
被害状況	人的被害・物的被害を記載								
被災者	氏名		生年 月 日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職種		
	連絡先							経験 年数	
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間 ・ 死亡日時		被災 場所		
今後の対策									
所見・状況									

植 付 仕 様 書

(マルチキャビティーコンテナ苗)

(植付樹種、植付本数、植付間隔)

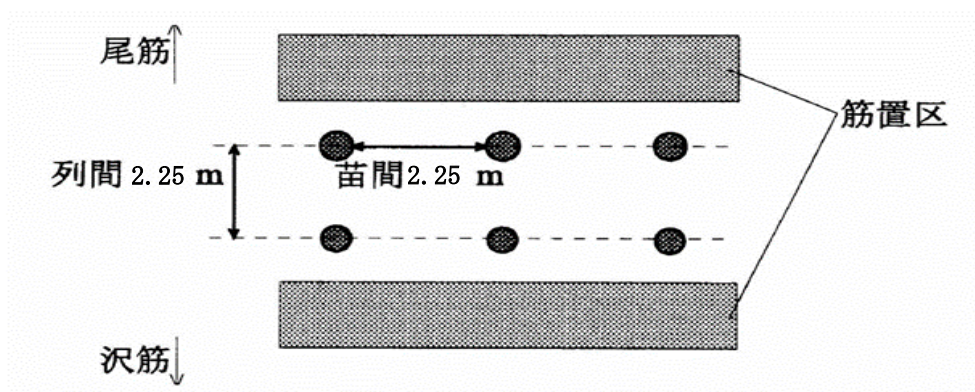
1 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
ヒノキ	2, 0 0 0 本
コウヨウザン	2, 0 0 0 本

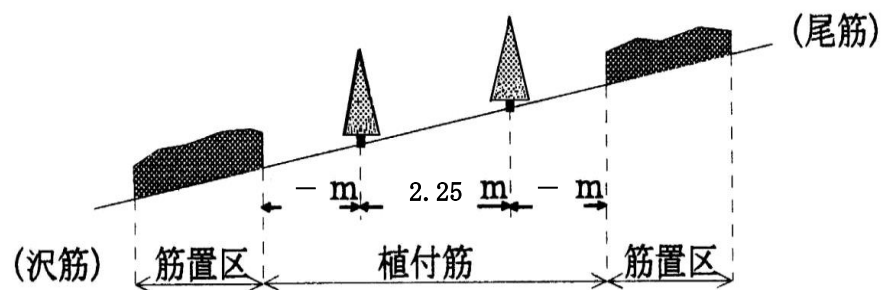
2 植付は等高線方向に沿って行う。

3 植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は2. 2 5 mとする。

図(平面図)



図(側面図)



(苗木の管理)

4 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付要領)

5 植栽器具を植付地点に挿し込み、コンテナ苗は直径約 5 ～ 6 cm、深さ約 15 ～ 16 cm の植穴をつくる。

6 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙 がある場合は 土を入れる。)

7 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)

8 根鉢の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。

9 植付苗木の根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。

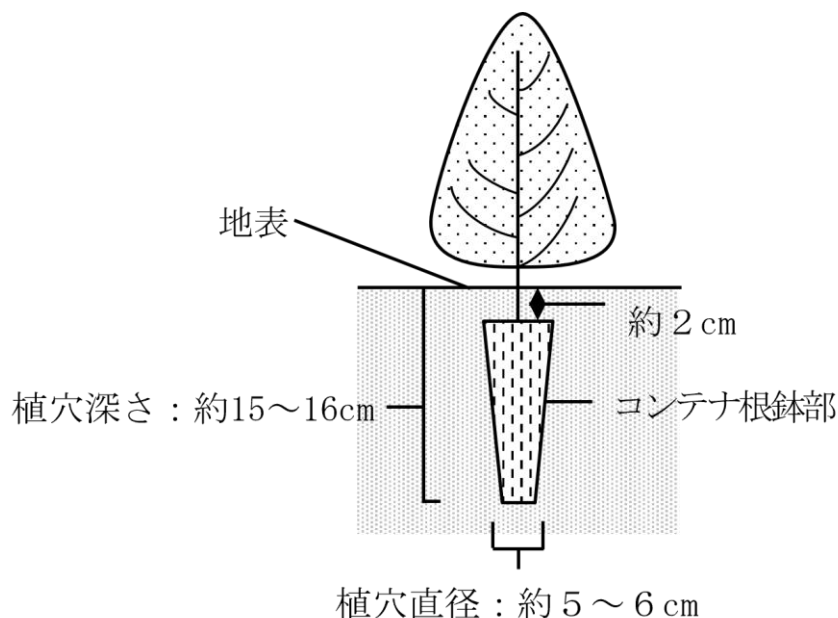
(苗木の管理・取扱)

10 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。

11 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

(その他)

12 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。



苗木購入仕様書

(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹 種	苗 齢	苗 長	根 元 径	数 量	根鉢部	備 考
ヒノキ	2年生以上	35 cm上	3.5mm 上	18,380 本	150 cc	実生
コウヨウザン	1年生以上	20 cm上	3.0mm 上	200 本	150 cc	実生
計				18,580 本		

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づき、種苗の配布区域内に登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう 10 本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ、苗木の根鉢に崩れが生じないようにすること。

6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

植 付 仕 様 書

(普通苗)

(植付樹種、植付本数、植付間隔)

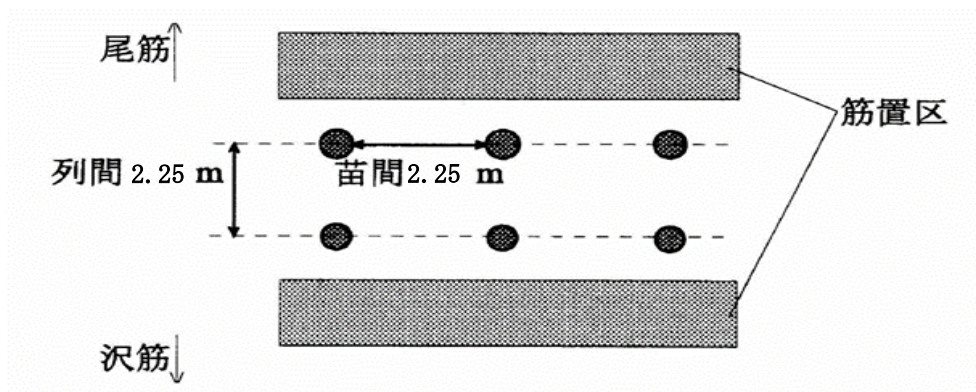
1 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
コナラ	2, 0 0 0 本

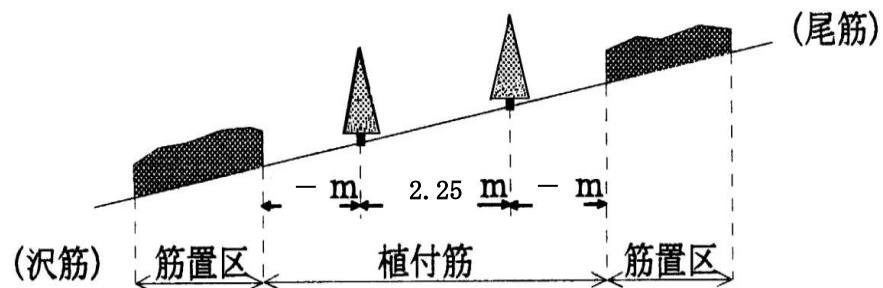
2 植付は等高線方向に沿って行う。

3 植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は2. 2 5 mとする。

図(平面図)



図(側面図)



(植付要領)

- 4 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したもの）を用いて植付地点を決定する。
- 5 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間では調整しないこと。
- 6 植穴は、植付地点を中心として約 50 cm四方面程度の地被物を取り除き、広めに深めに掘る。
- 7 植穴堀をする場合、中の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置く。
- 8 植付は、苗木の根を指で広げながらやや深めに入れ、手で苗木を支えつつ土を寄せかけする。この場合、植穴に落葉等を混入しないように注意する。
- 9 土の寄せかけは、苗木を揺り動かしながら苗木を少し引き上げるようにし、根の位置が自然の深さになるようにするとともに、根の間に土が十分入るようにすること。
- 10 植付けした苗木を少し上に引き加減にしながら、植穴の周囲から中心に向かって踏み固め、苗木を安定させる。
- 11 植付苗木の根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。

(その他)

- 12 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書

(普通苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹 種	苗 齢	苗 長	根 元 径	数 量	備考
コナラ	1年生以上	40 cm上	5.0mm 上	5,720 本	実生
計				5,720 本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。
- (4) 地上部と地下部の均整がとれているもの。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づき、種苗の配布区域内に登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の輸送方法等については、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 苗木の梱包には、「こも」を使用すること。
- (2) こもはなるべく厚手のものを使用し、結束は3箇所以上する。
- (3) 根の部分に、わら、こもぎれ等をあて、根の乾燥を防ぐこととする。
- (4) 仮植地の選定及び仮植方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に実施すること。

6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。

(別図 1)

また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。

- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図 1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。

また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図 2)

- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径 6 cm 以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

(ネット下部の固定)

- 7 ネットと地面とに隙間をつくらないう、プラスチックアンカーでネットの下部や押さえロープを固定する。

なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。

- 8 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないよう固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(スカートネット)

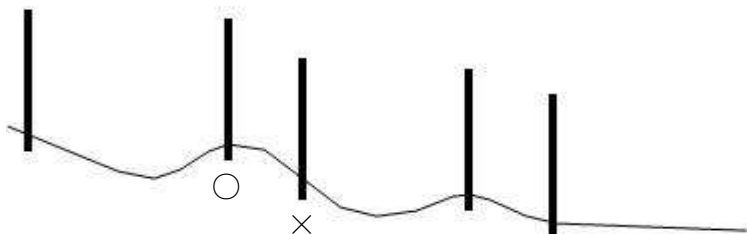
- 13 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いを一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、プラスチックアンカーで固定する。(別図 3)

(その他)

- 14 その他必要な事項については監督職員の指示によること。

(別図 1)

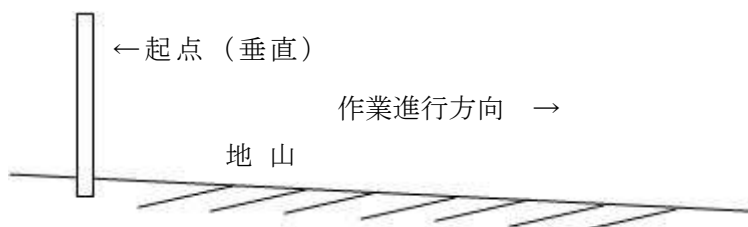
支柱の設置箇所



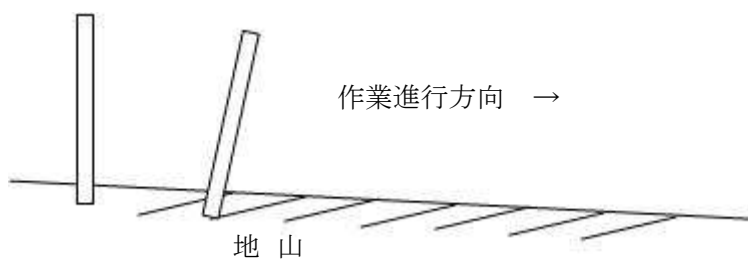
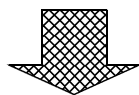
(支柱の間隔は 4 m で)

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

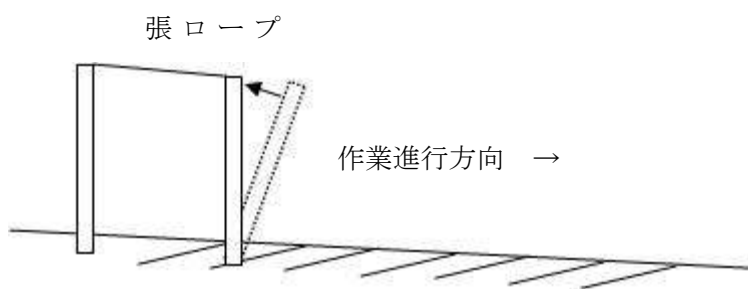
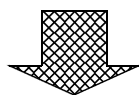
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



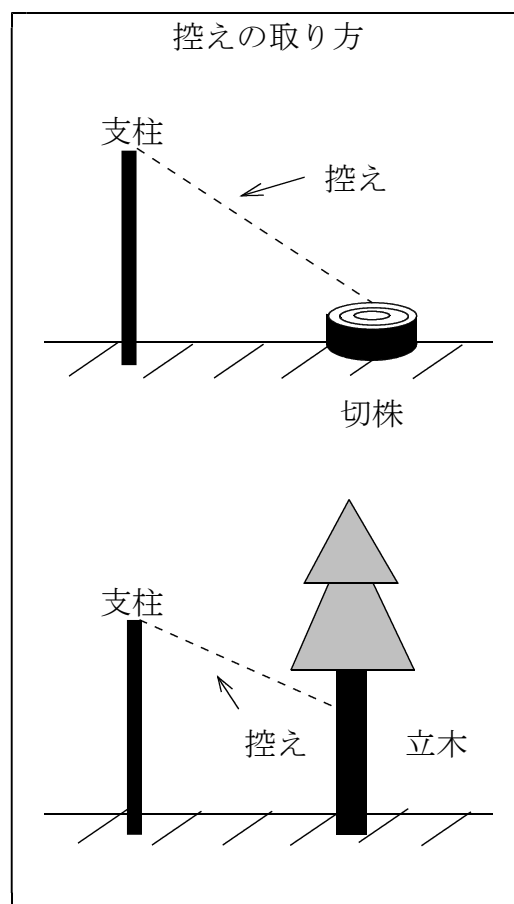
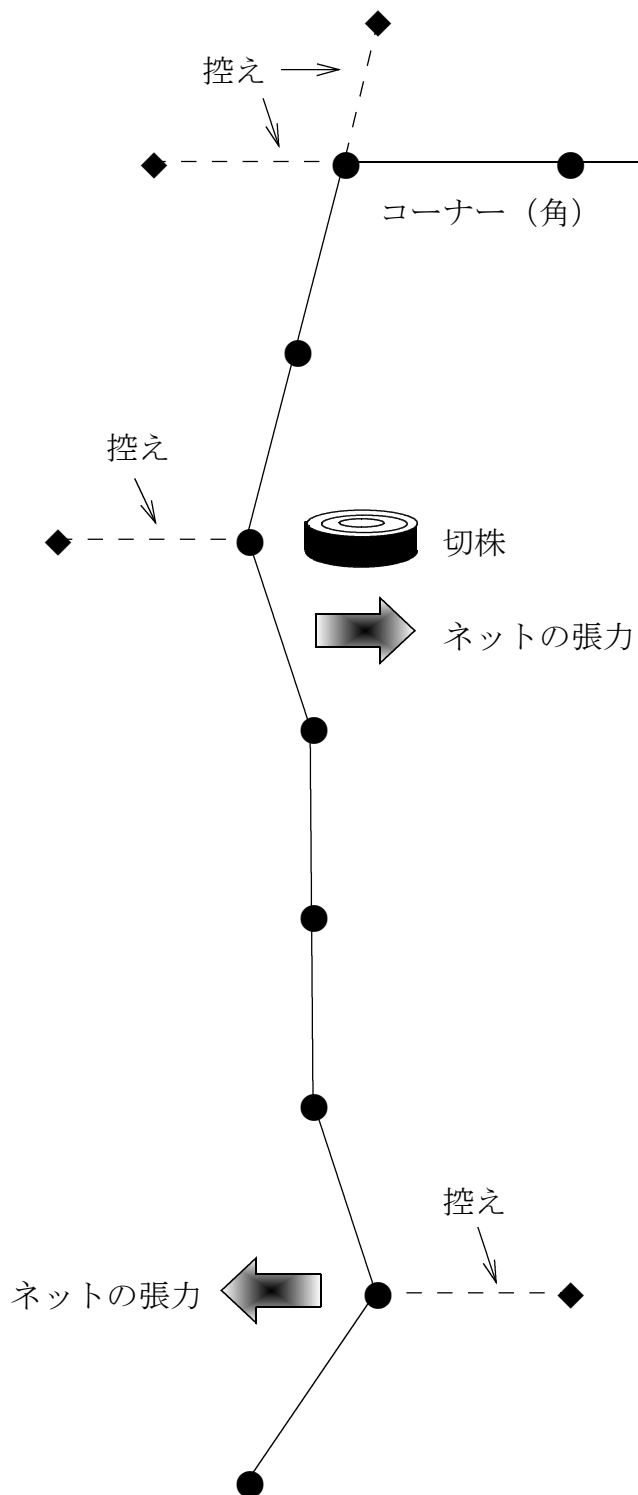
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

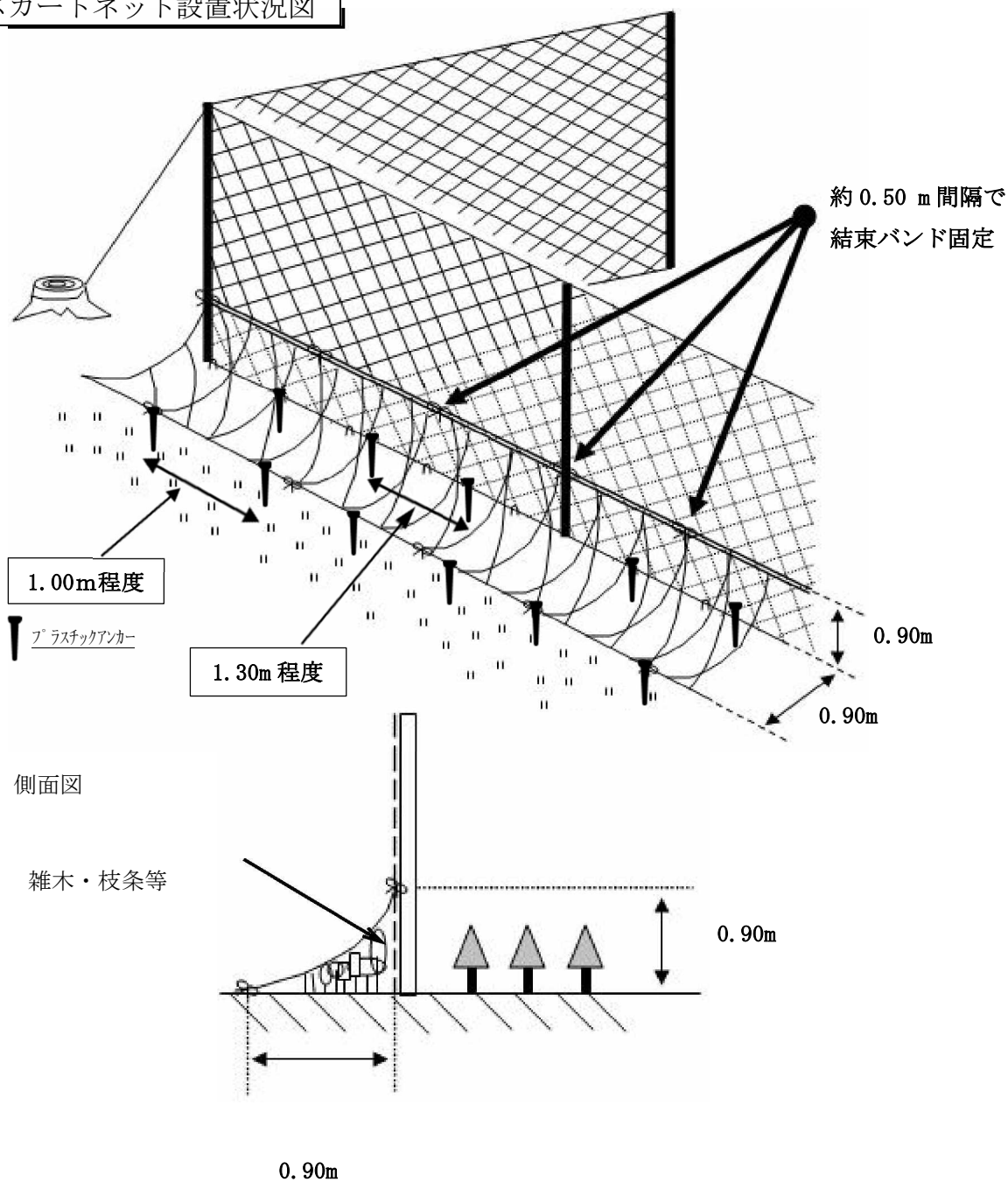
(別図 2)

控えロープの設置方法



(別図 3)

スカートネット設置状況図



◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約 0.90 m 部に、0.50 m 間隔で結束バンドにより固定する。

下部は防護柵から 0.90 m 離して約 1.00 m 間隔でプラスチックアンカーにより、隙間ができないように固定する。

防 護 柵 （ 従 来 型 ） 購 入 仕 様 書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

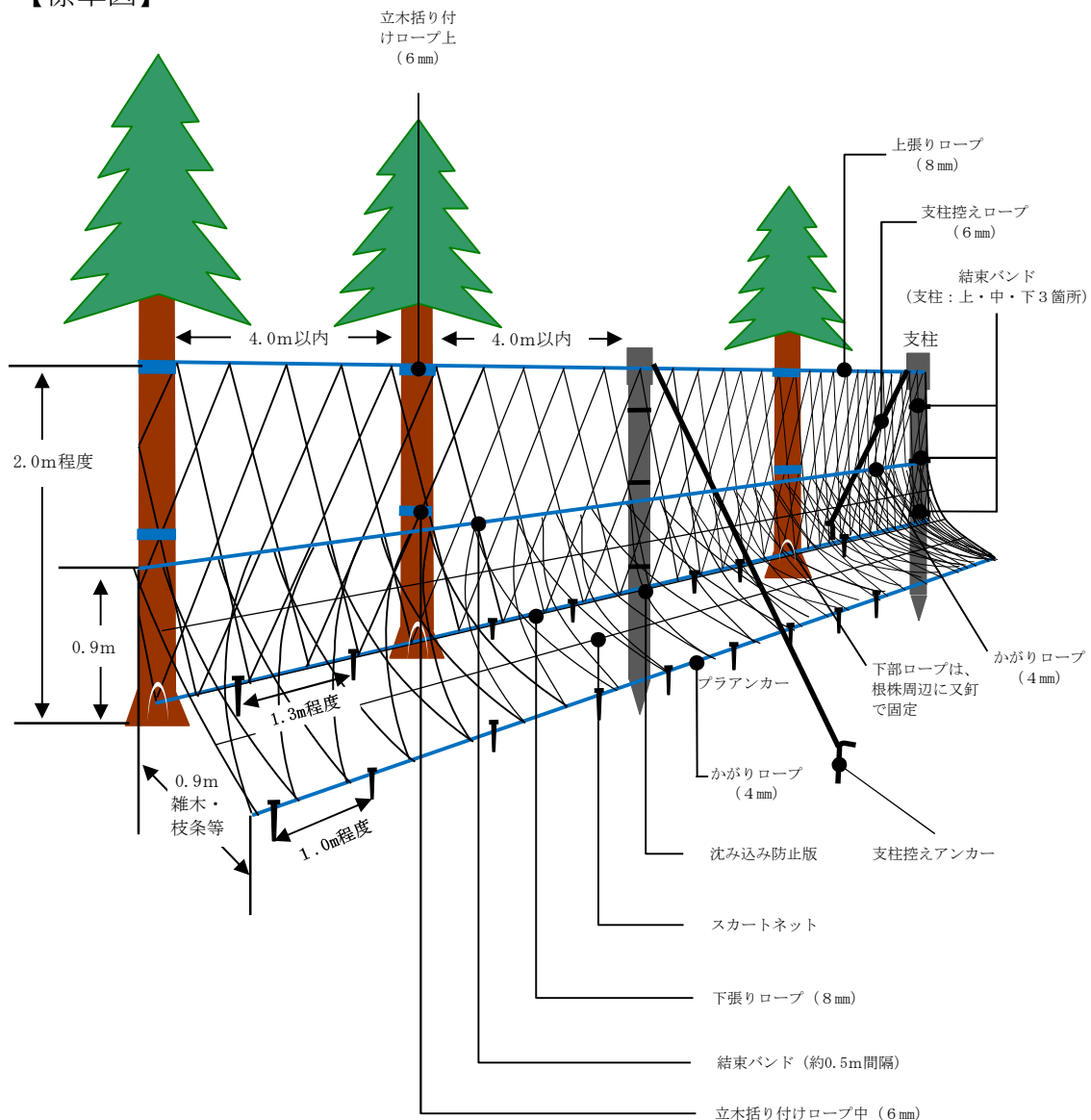
物品	品質及び規格	数量	単位	備考
侵入防止網	ポリエチレン 200d/120本 ステンレス線入り 0.29mm×4本入り 網目 100mm目合 高さ 2.0m以上 長さ 50m(枚) 同等以上	31	枚	
侵入防止網用上張りロープ	マリタフ 径8mm×55m(巻) 同等以上	31	巻	
侵入防止網用下張りロープ	ポリエチレン 径8mm×55m(巻) 同等以上	31	巻	
立木くり付けロープ	ポリエチレン 径6mm×55m(巻) 同等以上	10	巻	
支柱	鉄製(丸パイプ)又はFRP製 径38mm×長さ2,000mm以上 同等以上	267	本	
支柱用杭	鉄製(丸パイプ)又はFRP製 角25mm×長さ990mm以上 同等以上	267	本	
支柱用キャップ	支柱に適合するもの(ロープ止め付)	267	個	
沈み込みプレート	支柱の沈み込みを防止できるもの	267	個	
プラスチックアンカー	長さ 400mm以上(劣化しにくいもの) 同等以上	4,560	本	
スカートネット	ポリエチレン 400d/36本 網目 100mm目合 高さ 1.35m以上 長さ 50m(枚) 同等以上	31	枚	
スカートネット用かがりロープ	ポリエチレン 径 4mm×55m(巻) 同等以上	61	巻	
支柱用控えアンカー	異形L型鉄アンカー 径10mm×長さ600mm 同等以上	81	本	
支柱用控えロープ	ポリエチレン 径 6mm×55m(巻) 同等以上	11	巻	
結束バンド	耐候性 長さ 200mm 100本入/袋 同等以上	39	袋	

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
5. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

防護柵設置特記仕様書及び標準図

- 1 立木を利用した防護柵設置は、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 防護柵を設置するために利用する立木は、胸高直径が14cm以上の生立木とする。
- 3 立木の間隔は、4 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 支柱の設置は、立木の間隔が4 m以上になる場合に設置することとし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所を立木括り付けロープで固定し、下1箇所を又釘で根株周辺に固定すること。
- 6 支柱とネットは、上・中・下3箇所を結束バンドで固定すること。
- 7 歩道等と接続する箇所は、開閉できる出入口を設置すること。
- 8 その他作業の実施にあたって疑問等のある場合は、監督職員と協議のうえ実施すること。

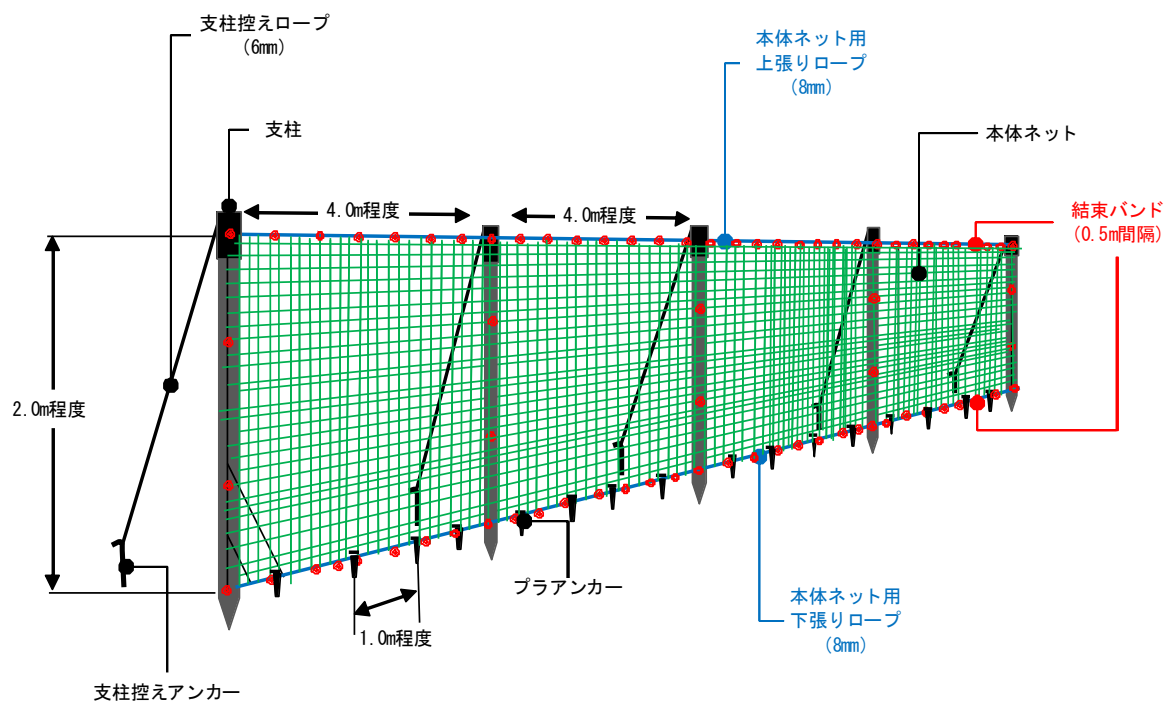
【標準図】



アニマルネット防護柵設置仕様書及び標準図

- 1 防護柵の設置については、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本とする。
- 2 支柱の設置間隔は約4 mとし、上張りロープは緩みによる垂れ下がりがないように措置を講ずること。
- 3 本体ネットは、結束バンドを使用して上張り・下張りロープに括り付けることとし、その間隔は約0.5 mとする。
- 4 本体ネットの下張りロープは、固定アンカーを使用して確実に地面へ固定すること。本体ネットの固定アンカーの設置間隔は約1 mとする。
- 5 防護柵設置にあたり、歩道を横断する箇所がある場合は、開閉できる出入り口を作成すること。
- 6 設置にあたり疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

【標準図】



防護柵（簡易型（アニマルネット））購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	単位	備考
アニマルネット	ポリエチレン 網目 目合16mm以下 高さ 2.0m以上 長さ 50m(枚) 同等以上	18	枚	
侵入防止網用上張りロープ	ポリプロピレンまたはポリエチレン 径8mm×55m(巻) 同等以上	18	巻	
侵入防止網用下張りロープ	ポリエチレン 径8mm×55m(巻) 同等以上	18	巻	
支柱(丸パイプ)	鉄製(丸パイプ)又はFRP製 径38mm×長さ2,000mm以上 同等以上	211	本	
支柱(角パイプ)	支柱上部に適合するもの	211	本	
支柱用キャップ	支柱に適合するもの(ロープ止め付)	211	個	
沈み込み防止プレート	支柱の沈み込みを防止できるもの	211	個	
プラスチックアンカー	長さ 400mm以上(劣化しにくいもの) 同等以上	840	本	
支柱用控えアンカー	異形L型鉄アンカー 径10mm×長さ600mm 同等以上	111	本	
支柱用控えロープ	ポリエチレン 径 6mm×55m(巻) 同等以上	10	巻	
結束バンド	耐候性 長さ 200mm 100本入/袋 同等以上	43	袋	

2. アニマルネット及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
5. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

防護柵設置（金網柵）仕様書

（作業順序）

- 1 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。
- 2 金網防護柵にかかる材料については、現地において使用物品一式を支給することから、それらの材料を使用すること。
- 3 設置方法にあたっては、製造業者による現地での説明を受けたのちに作業を行うものとし、事前に監督職員と調整し日程調整を行うこと。

（作業位置）

- 4 作業位置については、既に設置されている箇所に接続し作業を行うこと。
また、地形等の作業地の条件により設置が容易で無いところがある場合には監督職員と協議すること。

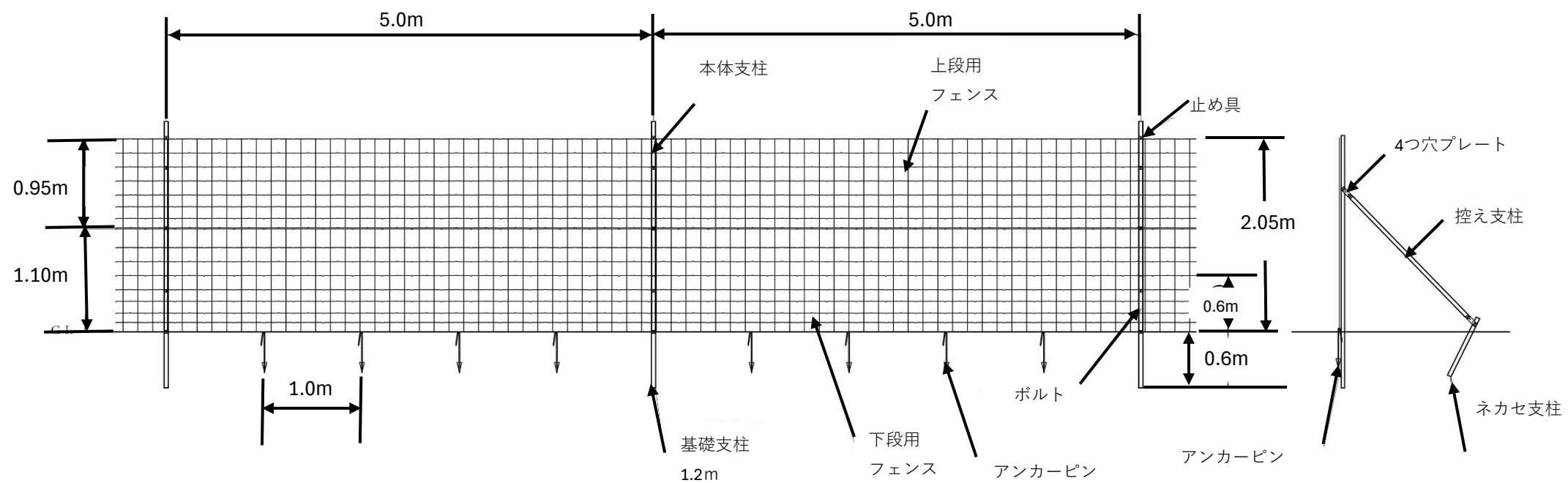
（作業方法）

- 5 基礎支柱（1.2 m）を地中へ0.6 m打ち込み、倒れることのないよう固定すること。
- 6 支柱設置間隔は5.0 mを標準とすること。基礎支柱に本体支柱を差し込んだうえ止め具により固定すること。
- 7 下段用フェンスと地際の接点は、フェンスが浮き上がらないよう地面に設置し、隙間が生じないようにアンカーにより固定すること。なお、アンカーは1 m間隔で打ち込み、金網下部を固定すること。
- 8 上段用フェンスと下段用フェンスに隙間が生じないように取り付けし、止め具により固定すること。出来上がりは地際から上段用フェンス上部までを概ね2.05 mとする。
- 9 控え支柱の設置は、本支柱と控え支柱を四つ穴プレートで繋ぎ、ネカセ支柱を打ち込んで控え支柱と四つ穴プレートで固定する。控え支柱は鋭角な変化点に設置し、金網の緊張を保持するようにする。
- 10 フェンスは緊張器を使い、緊張した状態で本支柱に止金具で固定する。

（その他）

- 11 その他必要な事項については監督職員の指示によること。

【標準図】



単木防護(ツリーシェルター(蛇腹式チューブ)設置)仕様書

(作業順序)

植付、ツリーシェルター設置を一括契約した場合は、植付と同時に設置すること。

- 1 蛇腹式チューブを、植付した苗木を通して根元地面まで下げ置く。

(支柱の打ち込み)

- 2 下げ置いた蛇腹式チューブの内側に、支柱をチューブの間隔(15cm)で山側と谷側に打ち込む。

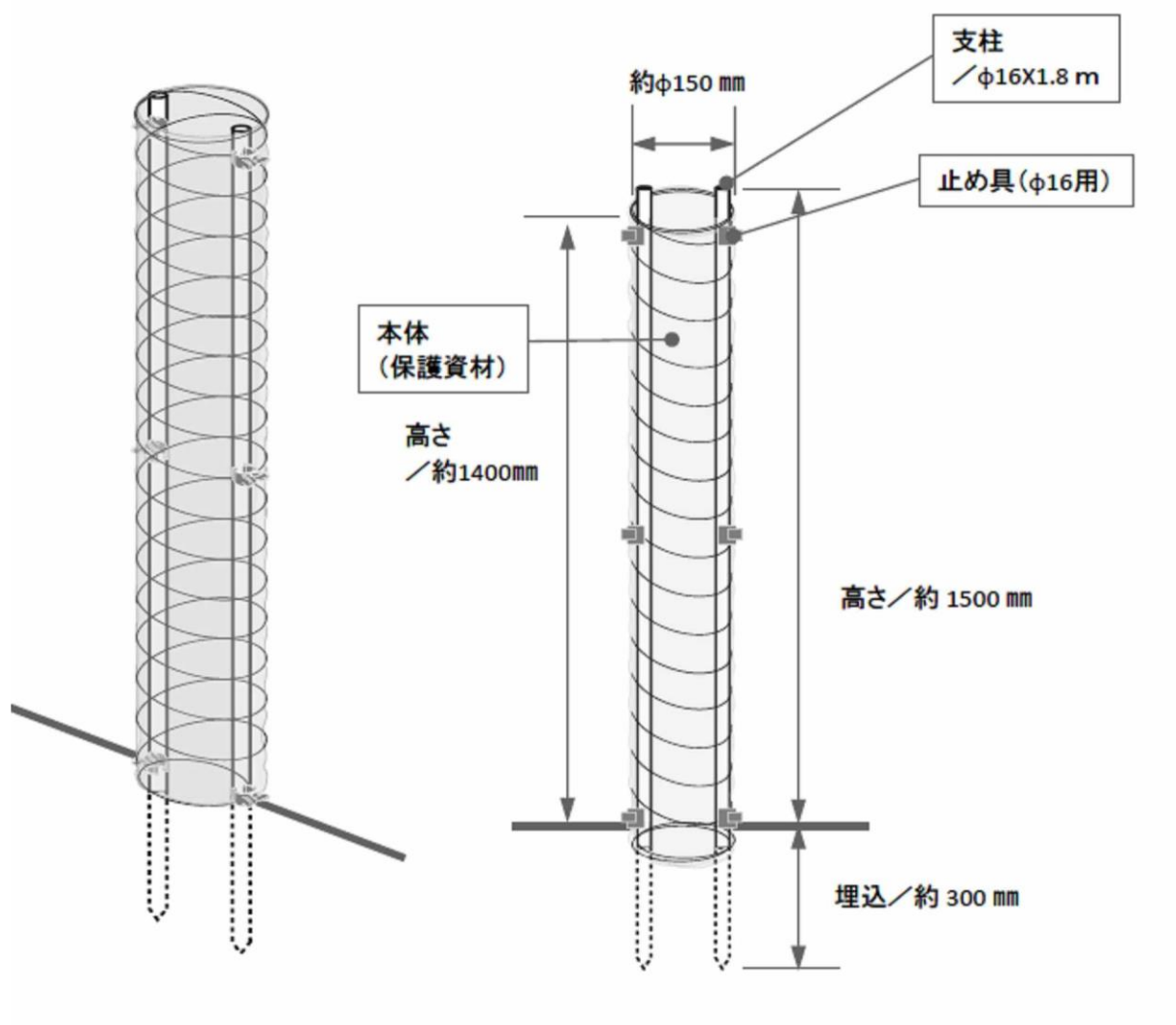
- 3 土中に30cm程度支柱がぐらつかないようにしっかり打ち込む。

(支柱と蛇腹式チューブの固定)

- 4 支柱と蛇腹式チューブの地際近くを、支柱とチューブ芯材の上からクリップで固定する。

- 5 蛇腹式チューブを引き上げながら中、上部をクリップで固定する。

(別図)



ツリーシェルター購入仕様書

1. ツリーシェルターの品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
チューブ本体	材質 筒部分：ポリエステル樹脂＋ポリエチレン樹脂 らせん心材：ポリエステル樹脂 規格 口径：約 150 mm 高さ(伸長時)：約 1,400 mm 心材のピッチ：30 mm	1,420 本	蛇腹式
支柱	材質 樹脂被覆鋼管支柱 規格 径：16 mm 長さ：1,800mm	2,840 本	
留め具 (ワンタッチクリップ)	材質 ガラス繊維入ポリプロピレン樹脂 規格 径：16 mm支柱用クリップ ※開き防止ストッパー付	8,520 本	

2. 購入にあたっては、上記の条件・規格及びこれと同等以上の品質を有する物品を購入すること。

3. チューブ本体等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。

4. その他必要事項については監督職員の指示によること。

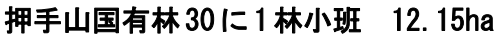
特記仕様書

アフリカ豚熱（ASF）対策

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生イノシシの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生イノシシの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

また、府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

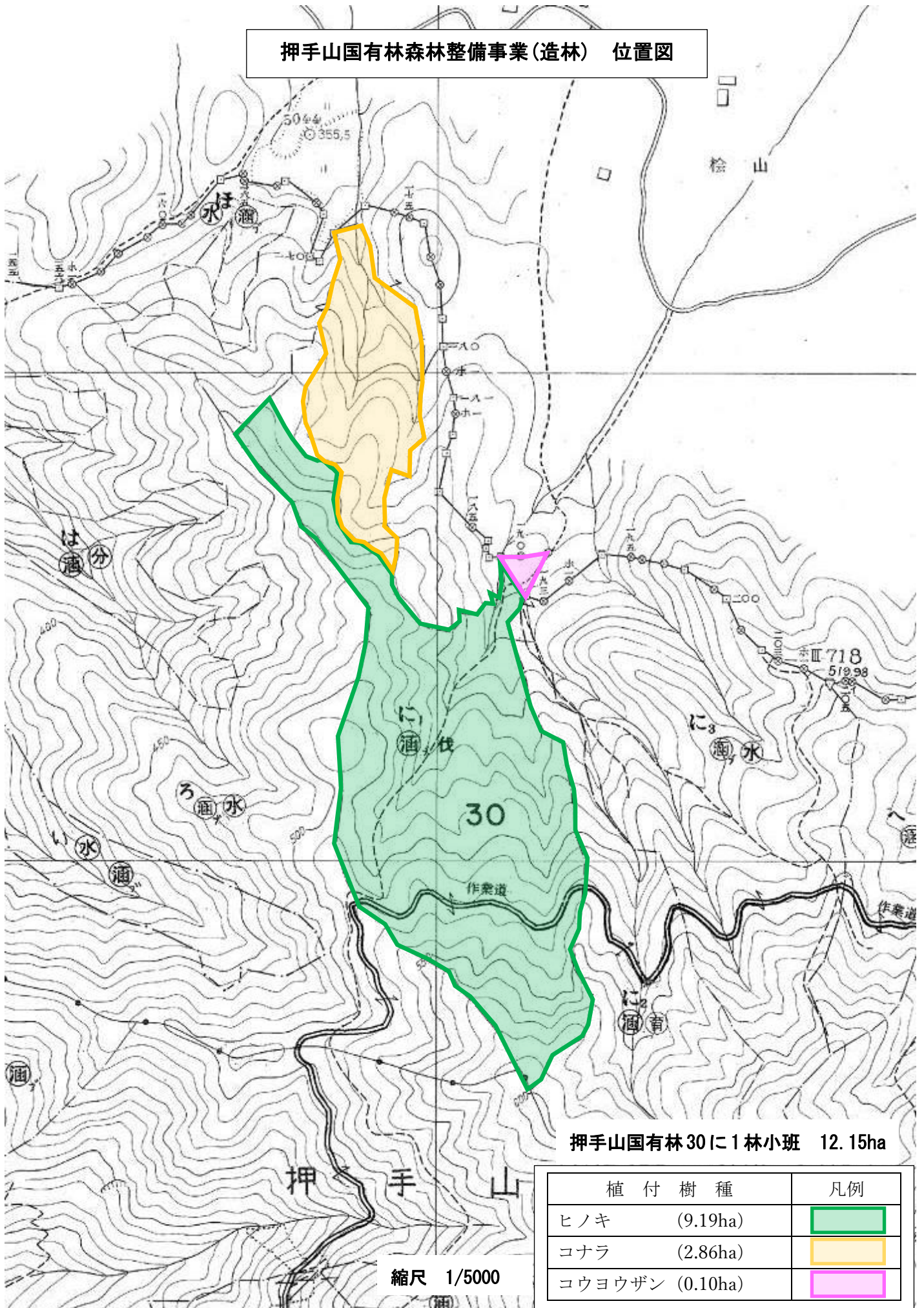
押手山国有林森林整備事業(造林) 位置図



植 付

縮尺 1/20,000

押手山国有林森林整備事業(造林) 位置図



押手山国有林森林整備事業(造林) 位置図

IV高山(公表停止)
△329.36

高谷

三入東二丁目

穴郷
三入東学区

穴郷川

IV奥屋敷
△336.46

中尾林道(市道)
市道三入線

市道穴郷線

II白山
888.93

広島県営造林地

押手山国有林 30 に 1 林小班
0.71ha (1,420本)

凡例

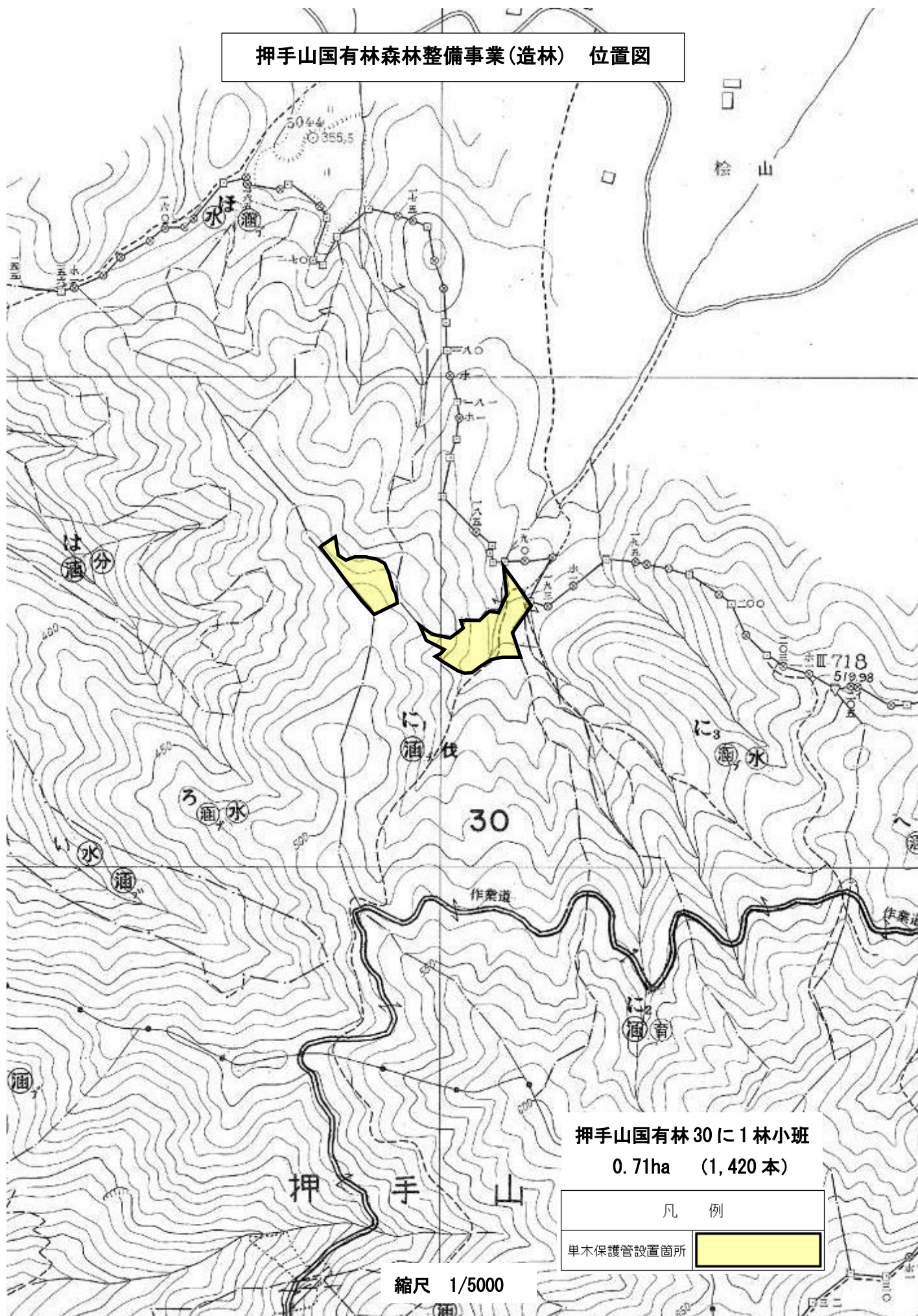
単木保護管設置箇所

縮尺 1/20,000

凡 例	
單木保護管設置箇所	

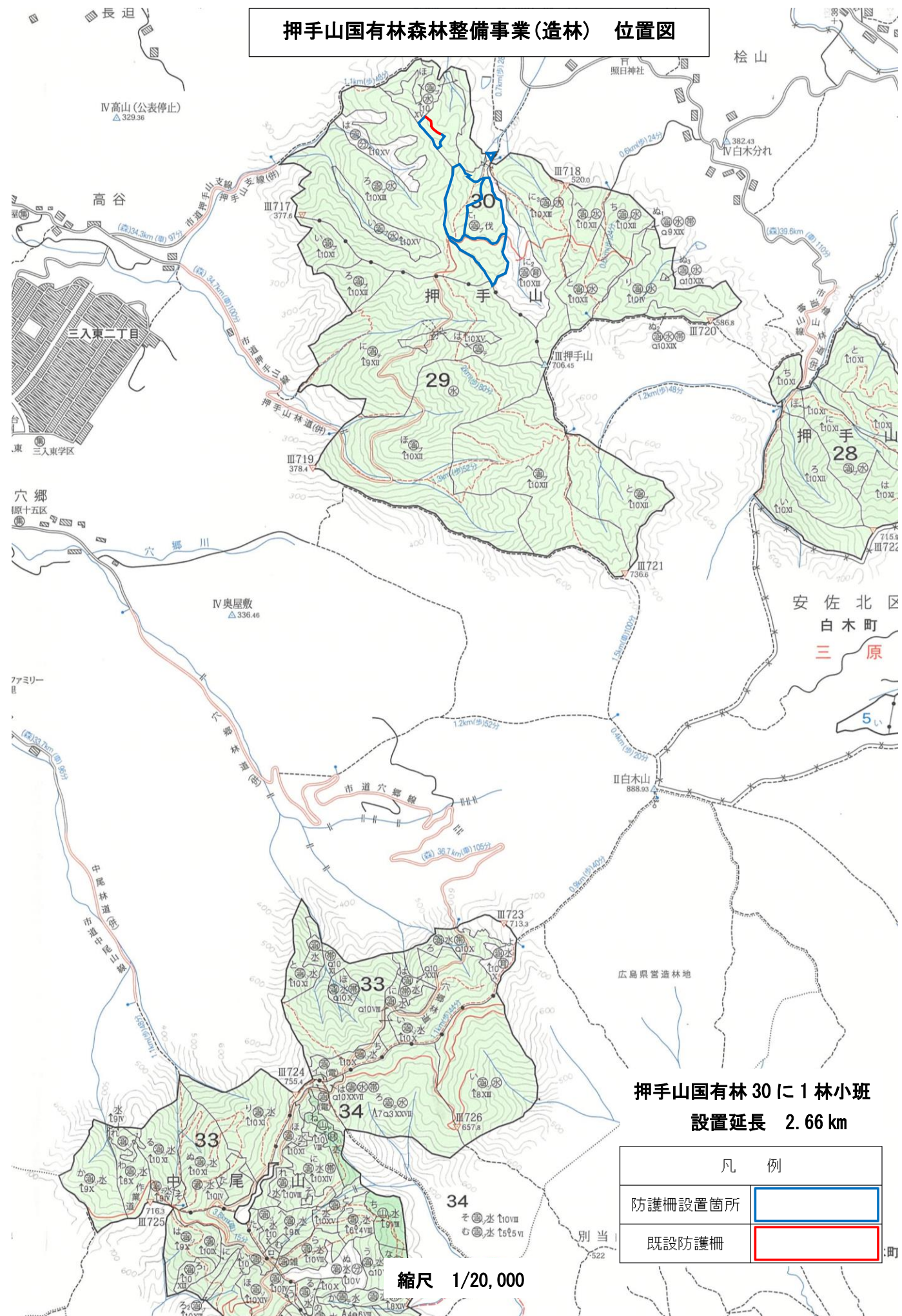
白木|

押手山国有林森林整備事業(造林) 位置図

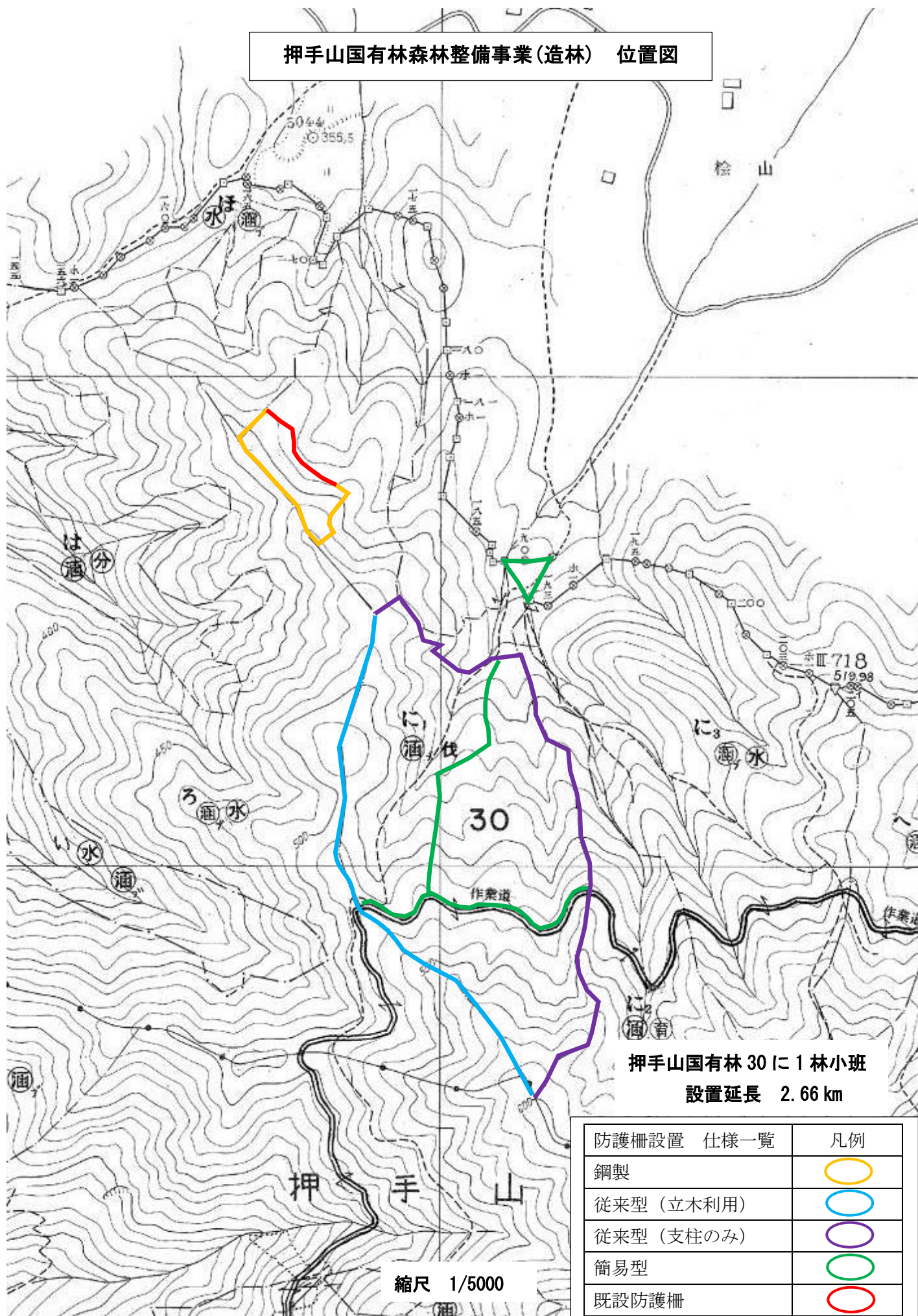


押手山国有林 30 に 1 林小班
0.71ha (1,420 本)

押手山国有林森林整備事業(造林) 位置図



押手山国有林森林整備事業(造林) 位置図



(別紙)契約情報の公表様式

令和7年度請負事業(造林)

広島森林管理署

事業名：押手山国有林森林整備事業(造林)

事業種	国有林	林小班	実行数量 (ha,km)	履行期間	林分条件	作業条件					
					植生量及び傾斜	作業 手段	人員輸送距 離(往復・km)	通勤時間 (往復・分)		人員輸送起点	備考
植付	押手山	30に1	12.15	契約締結の翌日から 令和8年1月30日まで	(ヒノキ) 中 100% (コナラ) 中 100% (コウヨウザン) 易 100%	人力	20.0	88	うち 徒歩50分	広島市安佐北区役所	
	植付 計		12.15								
防護柵設置	押手山	30に1	(従来型) 1.52	契約締結の翌日から 令和8年1月30日まで	中 100%	人力	20.0	98	うち 徒歩60分	広島市安佐北区役所	
			(簡易型) 0.84		中 39% 易 61%	人力	20.4	89	うち 徒歩50分	広島市安佐北区役所	
			(鋼製) 0.30		易 100%	人力	20.0	72	うち 徒歩34分	広島市安佐北区役所	
	防護柵設置 計		2.66								
単木防護管設置	押手山	30に1	0.71	契約締結の翌日から 令和8年1月30日まで	中 100%	人力	20.0	73	うち 徒歩35分	広島市安佐北区役所	
	単木防護管設置 計		0.71								